

# 山梨県公報

第二千五百五十号

平成二十七年

十月十五日

木曜日

## 目次

### 告示

○道路の区域変更(二件)……………六六一  
○建築基準法に基づく道路位置指定……………六六一

### 公告

○随意契約の相手方の決定について……………六六二  
○特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)……………六六二  
○大規模小売店舗を設置する者の変更の届出(二件)……………六六三  
○土地改良区役員の退任(二件)……………六六三  
○換地処分の実施……………六六四  
○公共測量の終了……………六六四  
○開発行為に関する工事の完了について……………六六四

## 告示

### 山梨県告示第三百二十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十七年十一月五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

- 道路の種類 県道
- 路線名 四日市場上野原線
- 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)

上野原市鶴島字松葉四一三八番の六地先から  
上野原市鶴島字松葉四一三八番の六地先まで

新	旧	延長
一一・五 一一・八	一〇・八 一一・八	三・四

### 山梨県告示第三百二十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十七年十一月五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

- 道路の種類 県道
- 路線名 富士川身延線
- 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
南巨摩郡身延町大鳥字向ノ平五二一三番地先から 南巨摩郡身延町大鳥字馬込四九八六番地先まで	旧	八・三 六一・三	一一三六・三	
	新	八・三 六一・三	一一三六・三	

### 山梨県告示第三百二十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二〇一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

- 指定の年月日

- 平成二十七年十月十五日
- 二 指定道路の位置  
笛吹市石和町四日市場字矢蔵下町千六百三十二番一
- 三 指定道路の幅員  
最大六・〇メートル 最小六・〇〇メートル
- 四 指定道路の延長  
四十二・五一メートル

## 公 告

● 随意契約の相手方の決定について  
次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。  
平成二十七年十月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 随意契約に係る役務の名称及び数量  
(一) 名称 山梨県統合宛名システム構築業務  
(二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地  
(一) 名称 山梨県企画県民部情報政策課  
(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 平成二十七年八月二十四日
- 四 随意契約の相手方の氏名又は名称及び住所  
(一) 名称 富士通株式会社  
(二) 住所 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目一番一号
- 五 契約金額 三千百八十六万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 随意契約によることとした理由 事業者独自の企画提案によるものであるため(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号該当)

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。  
平成二十七年十月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 申請のあった年月日 平成二十七年十月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的  
1 名称 特定非営利活動法人教育塾家学社  
2 代表者の氏名 今福 康二  
3 主たる事務所の所在地 山梨県南アルプス市小笠原千百六番地十六  
4 定款に記載された目的  
この法人は、不登校、ひきこもり、学力低下等の教育問題を抱える子どもその家庭の状況に応じた解決と未然防止のため、教育支援を必要とする青少年並びに保護者及び市民に対し、道徳教育、学習指導、家庭訪問、相談、助言等を行うことで、青少年の健全な育成を図り、もって家庭教育、学校教育、社会教育の一助となることを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十七年十月五日から同年十二月四日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。  
平成二十七年十月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 申請のあった年月日 平成二十七年九月三十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的  
1 名称 特定非営利活動法人自立支援F.I.T  
2 代表者の氏名 有賀 功  
3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市横根町千十番地一  
4 定款に記載された目的  
この法人は、障害者が住みなれた地域で自立して生活ができるよう支援する事業を行い、障害福祉の向上に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十七年十月五日から同年十二月四日まで

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十八年二月十五日まで縦覧に供する。

平成二十七年十月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

一 届出者

1 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名

株式会社フォレスト 代表取締役 多田直樹

2 住所

東京都新宿区西新宿二丁目六番一号新宿住友ビル十一階

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 フォレストモール富士川

(二) 所在地 山梨県南巨摩郡富士川町青柳町九百七十三番一外

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名

変更後の住所

株式会社フォレスト  
代表取締役 多田直樹

東京都新宿区西新宿二丁目六番一号新宿住友ビル十一階

3 変更の年月日

平成二十七年四月一日

三 届出年月日

平成二十七年九月十四日

四 縦覧場所

山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号山梨県庁別館二階山梨県県民情報センター

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十八年二月十五日まで縦覧に供する。

平成二十七年十月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

一 届出者

1 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名

株式会社フォレスト 代表取締役 多田直樹

2 住所

東京都新宿区西新宿二丁目六番一号新宿住友ビル十一階

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 フォレストモール富士河口湖

(二) 所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町小立字白木四千二百八十六番地一外

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名

変更後の住所

株式会社フォレスト  
代表取締役 多田直樹

東京都新宿区西新宿二丁目六番一号新宿住友ビル十一階

3 変更の年月日

平成二十七年四月一日

三 届出年月日

平成二十七年九月十四日

四 縦覧場所

山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号山梨県庁別館二階山梨県県民情報センター

● 土地改良区役員 の 退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、櫛形土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

平成二十七年十月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	内藤 政勝	南アルプス市曲輪田二千八百六十九	平成二十七年九月二十一日

● 土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、釜無川右岸土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

平成二十七年十月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	内藤 政勝	南アルプス市曲輪田二千八百六十九	平成二十七年九月二十一日

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営畑地帯総合整備事業（鳥原平地区）の換地処分を平成二十七年十月一日実施した。

平成二十七年十月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により山梨県から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けた

ので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。  
平成二十七年十月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 二 測量の地域 甲府市の一部
- 三 測量の期間 平成二十七年五月十九日から平成二十七年九月七日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十七年十月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
富士吉田市大明見字山ノ神戸三五〇六、三五〇七、三五〇八、三五〇九、三五一〇、三五一三、三五一四及び三五一五の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
富士吉田市小見見三千二百八十三番地 宗教法人 不二阿祖山太神宮 代表役員 渡邊 政男